共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、６欄「ホ」(2)によることとします。 (1)～(6)　（略） ⑯６欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、９欄の「ロ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。 ⑰（略） ４．（略）	共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、６欄「ホ」(2)によることとします。 (1)～(6)　（略） ⑯６欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、９欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。 ⑰（略） ４．（略）

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
様式第15（第五十二条関係） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項	様式第15（第五十二条関係） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項
【１．地名地番】～【８．建築面積】　（略）	【１．地名地番】～【８．建築面積】　（略）
【９．延べ面積】　（略） 【イ．建築物全体】～【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略） 【ホ．認定機械室等の部分】（　　）（　　）（　　） 【ヘ．自動車車庫等の部分】～【ル．宅配ボックスの設置部分】　（略） 【ヲ．その他の不算入部分】（　　）（　　）（　　） 【ワ．住宅の部分】～【タ．容積率】　（略）	【９．延べ面積】　（略） 【イ．建築物全体】～【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略） （新設） 【ホ．自動車車庫等の部分】～【ヌ．宅配ボックスの設置部分】　（略） （新設） 【ル．住宅の部分】～【カ．容積率】　（略）
【10．建築物の数】～【14．備考】　（略）	【10．建築物の数】～【14．備考】　（略）
（注意） １．・２．（略） ３．第二面関係 ①～⑪　（略）	（注意） １．・２．（略） ３．第二面関係 ①～⑪　（略）